

県立学校版

新型コロナウイルス感染症Q&A

Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担

Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制

Q 3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

Q 4 感染症患者等に対する偏見や差別への対応

Q 5 海外から帰国した児童生徒への対応

Q 6 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応

Q 7 サーベイランス等の具体的な内容

Q 8 出席停止措置及び臨時休業措置

Q 9 修学旅行等の実施について

Q 1 0 各種大会・行事等への参加及び開催

Q 1 1 新型コロナワクチンと学校教育活動について

Q 1 2 寄宿舍等について

Q 1 3 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応

Q 1 4 臨時休業中の教職員の業務体制

Q 1 5 臨時休業中の自宅学習の内容

Q 1 6 臨時休業が長引いた場合の対応

Q 1 7 緊急事態宣言対象区域への出張等について

資料 参照：各種様式、用語解説

【別紙1】 校舎内の清掃・消毒について

【別紙2】 新型コロナウイルス感染症にかかる登校の取り扱い

【別紙3】 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

令和5年4月1日
青森県教育委員会

県立学校版 新型コロナウイルス感染症 Q & A

Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担

A 1

内 容	対応課
・市町村教育委員会や学校等からの相談、問合せに応ずるための「感染症相談窓口」の設置	スポーツ健康課
・教職員の勤務体制及びサービス	教職員課
・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導	スポーツ健康課
・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援	学校教育課
・入学試験(高校、大学)、各種学校行事等(修学旅行等を含む)の対応	学校教育課
・運動部活動及びスポーツに関する行事等の対応	スポーツ健康課

Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制

A 2 新型コロナウイルス感染症対策は、危機管理の視点での取組が重要となる。

(例) 県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「対策本部」という。)は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなどの対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 教頭、事務長

本部長 教職員 ※必要に応じて学校医、学校歯科医、PTA会長等の意見を求める。

3 会議

会議は、本部長(校長)が招集し、開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務代理を行う。また、必要に応じ、学校医、学校歯科医、PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集及び周知、サーベイランス、感染拡大防止策の強化

行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応(学習、生活指導、連絡体制)

学校再開への対応 等

Q3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

A3 感染リスクはゼロにはならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要であることから、感染症予防及び感染拡大防止のため次のような対策が必要である。

- 児童生徒、保護者、教職員へ新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の提供（参考ホームページ）

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>

国立感染症研究所ホームページ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>

日本赤十字社ホームページ（新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！）

https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html

- 登校直後、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事の前後などこまめに石けんで手を洗う。洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

特に、公共交通機関を利用する場合には、降車後又は学校到着後、速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなど接触感染対策を十分に行う。

- 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

▼マスク着用が効果的な場面等、マスク着用の詳細はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

咳・くしゃみの際には、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。

- 3つの「咳エチケット」の徹底と正しいマスクの付け方

- 3つの咳エチケット

- ①マスクを着用する、②咳・くしゃみの際はティッシュ等で口・鼻を覆う、③とっさの時は袖の内側などで口と鼻を覆う

- 正しいマスクの付け方

- ①鼻と口の両方を確実に覆う、②ゴムひもを耳にかける、③隙間がないよう鼻まで覆う

- 咳やくしゃみが出るときは、他の人から顔をそむけましょう。

- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

○ 換気の徹底

ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られている。

教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。また、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO2モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、できる限り1,000ppm相当となるよう換気を行う。

なお、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

教室の換気に加え、更衣室、中廊下、移動用の車両、学生寮など一時に多数の児童生徒が集まる場所において、CO2モニター等により密集時の二酸化炭素濃度を測定し、換気の改善を行うこと。また、必要に応じて同時に利用する人数を制限するなどの対策を講じること。

○ 校内の環境衛生の保持（ドアや蛇口など、接触機会の多い箇所の消毒等）

清掃・消毒については、【別紙1】により行う。また、消毒作業は、地域の感染レベルに応じて行うこととする。

ただし、大勢がよく触れる箇所の消毒については、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、省略することも可能。過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要。

なお、感染症患者が出た場合には、学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れての消毒は不要とされている。広範囲の消毒が必要で、消毒用資材が不足の場合は、（消毒剤・防護ガウン・手袋・フェイスシールド等）はスポーツ健康課で準備する。

※消毒用資材については、（中南）弘前高校・（三八）八戸高校・（西北）五所川原高校・（上北）三本木高校・（下北）田名部高校に1セットずつ備えております。

必要な場合は、スポーツ健康課に御一報ください。

一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

○儀式的行事等の開催方式について

・国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。

・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確

保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないほか、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮についても必要ない。

・なお、地域の感染状況に応じて、ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）が考えられる。

○ 感染リスクが高まる場面とされている食事の場面について、児童生徒や教職員が同じ部屋で給食（弁当）をとる場合は注意が必要である。食事の際は、飛沫を飛ばさないような席の配置の工夫や向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じること。

なお、同じ部活動等に所属する児童生徒が食事する際なども含め、部活動等の内外を問わず感染症対策を徹底するよう指導する。

○ 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

○ 部活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、部活動の活動内容等に応じて、生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるものの、その場合においても、着用を強いることのないようにすること。

○ 職員室等における勤務についても教室等と同様の感染症対策を実施することとし、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。特に飲食を伴う場面での飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫するなど、感染症対策の徹底を行う。

Q 4 感染症患者等に対する偏見や差別への対応

A 4 感染症患者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

また、マスクの着用にあたっては、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。なお、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

Q5 海外から帰国した児童生徒への対応

A5 各国・地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、「入国後の自宅待機期間の変更」等が示されています。

※指定国・地域は、随時、変更されています。具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

(外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(外務省海外安全HP「新型コロナウイルス感染症について」)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省HP「水際対策に係る新たな措置について」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

Q6 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

A6 感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言対象区域等から移動してきた場合には、校長は、当該児童生徒に対して不要不急の外出を自粛するよう指示することができる。また、その間、自宅での健康観察の徹底を図るよう併せて指導すること。

Q7 サーベイランス等の具体的な内容

※サーベイランスとは健康状態の監視のことをいう。

A7 児童生徒及び教職員のサーベイランス等として、次のような内容を行う。

○ 児童生徒、教職員は家庭にて検温を行う等、毎日、健康状態を確認する。

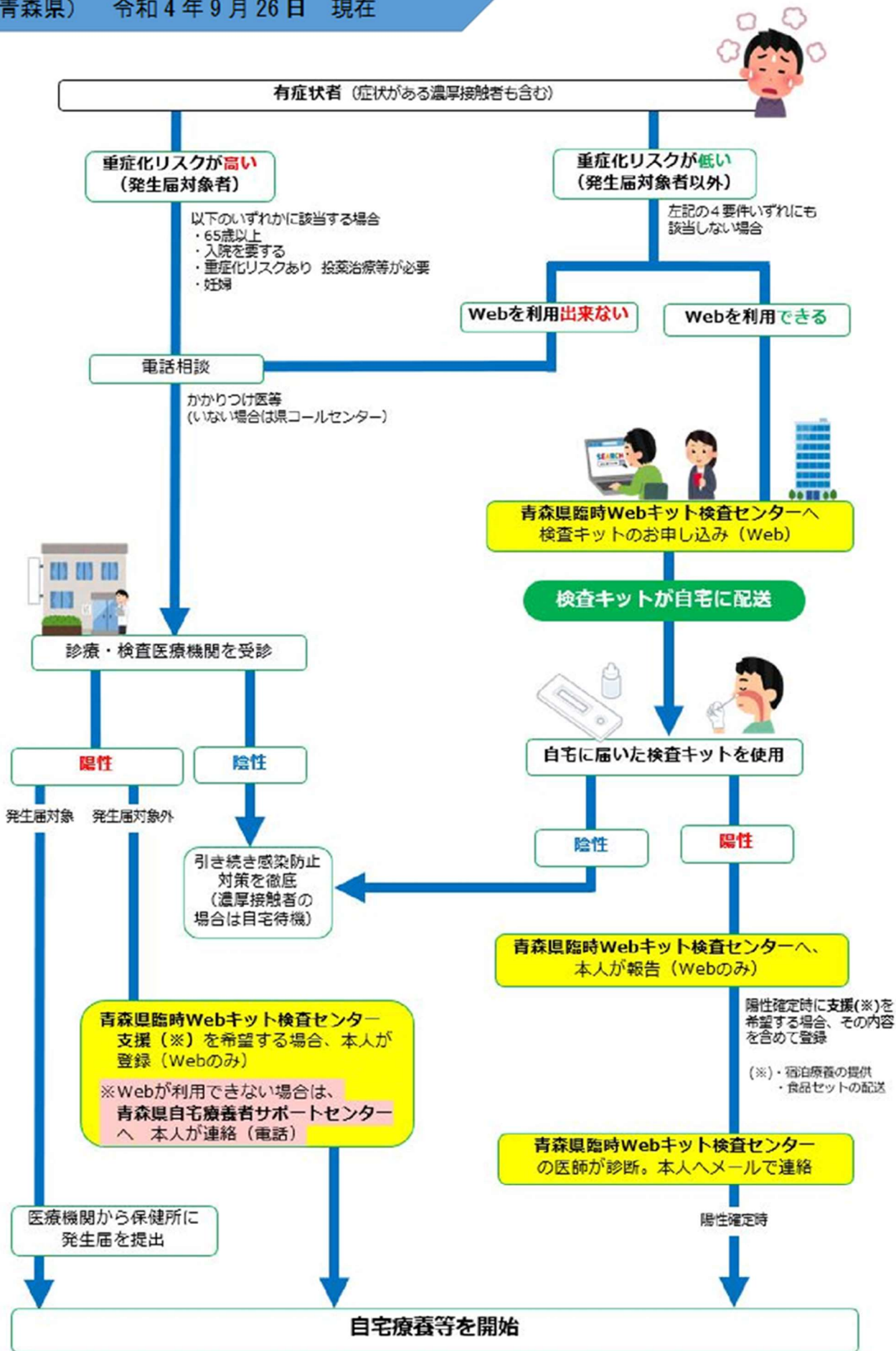
○ 家庭での健康観察（資料1健康観察票やGoogle Classroomアプリ等）で、発熱かつ呼吸器症状、長引く倦怠感等の症状のほか、平時と異なる軽微な症状（鼻水、咽頭痛、味・臭いがわかりにくい等）があれば、登校せず、症状が軽快するまで1日程度（ただし、県の感染レベルが2以上の場合は、症状がなくなってから48時間経過するまで）、自宅にて療養する。

なお、休養後も軽微な症状が回復しない場合は、青森県臨時Webキット検査センターへ検査キットの申込みをする、また、Webが利用できない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合は、「かかりつけ医」（いない場合は「県コールセンター」）に連絡し受診方法等について指示を受ける。

また、新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合は、「県コールセンター」に電話等で連絡相談すること。

- 学校は、児童生徒・教職員本人及び家族の健康状態（発熱や呼吸器症状等の有無）を確認し、適宜まとめる（陽性が判明した場合、健康状態を県教育委員会に報告していただく場合がある。）。
- 「学校等欠席者・感染症情報システム（以下「システム」という。）」に、児童生徒及び教職員の陽性判明、濃厚接触等の状況について毎日入力を行う。（システムへの入力については、別紙3参照）
- 登校後に疑わしい症状が確認された場合、再度健康状態をチェックし、状況に応じP18を参考に対応する。

発熱など症状がある場合の受診方法について
(青森県) 令和4年9月26日 現在



相談・受診の流れ

- Webを利用できる場合→青森県臨時Webキット検査センターへ
検査キットの申込み、検査の実施
- かかりつけ医がいる場合→かかりつけ医へ
- かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合→「県コールセンター」へ

◆県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法などの一般的な相談や問合せの受付、受診先が分からない方へ医療機関を案内するコールセンターを設置しています。お気軽に御連絡ください。

罹患後症状（後遺症）等がある方の受診医療機関に関する相談

新型コロナウイルス感染症に罹患後、倦怠感や息切れといった症状が残っている場合や、新型コロナウイルスワクチンの接種後、接種部位の痛み等が残っている場合、まずは、かかりつけ医療機関やワクチン接種医療機関を受診してください。

かかりつけ医療機関等がない場合や、受診する医療機関が分からない場合は、県コールセンターまで御連絡ください。

- ・電話番号 0120-123-801（フリーダイヤル）
- ・受付時間 24時間対応（土日・祝日含む。）

◆県自宅療養者サポートセンター

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者向けに、青森県自宅療養者サポートセンターを設置しています。

体調悪化時の御連絡、御質問等につきましては、下記へ連絡してください。

- ・体調悪化時の御連絡 電話 050-3187-5854（受付時間：24時間対応）
- ・自宅療養に関する問合せ 電話 050-3187-5479（受付時間：9時～22時）

※青森市・八戸市にお住まいの方は、各市保健所へお問い合わせください。

青森市保健所 017-765-5280 ※体調悪化時 017-765-5282

八戸市保健所 0178-38-0729 ※体調悪化時 0178-80-7878

※自宅療養中の体調悪化時には、24時間利用可能な電話診療を受け付けています。

○ 抗原定性検査（抗原簡易キット）の活用について

抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされています。また、SARS-CoV-2 とインフルエンザウイルスやRSウイルスを同時に検出する抗原定性検査キットが販売されており、これらのウイルスがCOVID-19と同時期に流行した場合には有用とされています。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上速やかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底してください。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒自身が検査キットを使用することは考えられます。（衛生管理マニュアル ver. 8 より一部引用）

使用については、学校医等と相談の上、感染症対策を適切に行った上で実施してください。

Q 8 出席停止措置及び臨時休業措置

A 8 出席停止措置及び臨時休業措置は、状況に応じ以下のように対応する。

本措置は、令和5年4月1日時点の県教育委員会の方針であるため、今後、臨時休業の期間等について、変更となる場合がある。

○ 出席停止措置

(1) 出席停止措置の実施

学校長は、児童生徒又は教職員が次のいずれかに該当する場合、速やかに出席停止等の措置をとり、システムに入力する。

なお、教職員の場合は出勤自粛（出勤困難休暇）となる。ただし、下記④又は⑤の「接触者」に該当する場合は在宅勤務となる。

- ① 児童生徒又は教職員の陽性が判明した場合（PCR検査又は抗原検査（簡易））
- ② 児童生徒又は教職員が発熱や咳等の症状がみられる場合
- ③ 児童生徒又は教職員の同居者等の陽性が判明し、本人が濃厚接触者として特定された場合
- ④ （地域の感染レベルが2や3の場合）同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合
- ⑤ 濃厚接触者に特定されない場合でも、学校で陽性判明者と接触（陽性判明者の感染可能期間（発症2日前～）に接触）があった者のうち、以下の「接触者」に当たる場合

「接触者」手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気（※）等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等

（例）

- ・手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・近い距離（1m未満）で会話を伴って一緒に食事をした者
- ・運動時に発声を伴う又は呼気が荒くなるような運動を近い距離（1m未満）で共にした者
- ・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者

（※）教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測し、1,000ppm以下となっていること。

（注）接触者については、児童生徒等に陽性が判明した場合に出席停止とする者を特定するための基準として県教育委員会が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なる。

⑥ その他、保護者等から不安で休ませたい旨相談があった場合で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合

なお、上記①の場合は、報告様式 A（児童生徒用）及び報告様式 B（教職員用）によりスポーツ健康課へ報告するとともに、システムに入力する。

また、上記②～⑥の場合は、システムへの入力のみを行う。

なお、同一学級や同一部活動などで陽性判明者が5名以上確認され、学校内での感染拡大が疑われる場合は、報告様式 C（クラスター用）について提出する。

【陽性判明者・接触者の出席停止】

陽性が判明した児童生徒については、症状が出現した日又は陽性判明にいたる検体採取日から7日間（*）経過した場合、登校が可能となる場合もある。

（* 流行株によって待機期間等が変更となる場合があります。）


（2）出席停止の期間

学校長は、陽性が判明した者については、下記の療養解除までの期間、出席停止とし、出席停止とした児童生徒の健康状態を定期的に確認する。

ただし、症状が出たことがある児童生徒及び教職員は、10日間が経過するまで、症状が出たことがない児童生徒及び教職員は、検体採取日から7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。

なお陽性が判明した者について学校内での活動状況を聞き取り、接触者に該当する児童生徒・教職員の有無を確認した上で、該当する者を原則5日間の出席停止（在宅勤務）とする。

◇ 陽性が判明した者の出席停止の基準

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛（発症日を0日目として7日間）							療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛（検体採取日を0日目として7日間）							療養解除			
			不要不急の外出自粛	抗原検査キット陰性	療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底							

① 有症状患者の場合 ※下記②を除く。

発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、8日目に

療養解除となる。

※症状軽快：解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向にある場合

- ② 有症状患者のうち、現に入院している者

発症日を0日目として11日目に療養解除となる。

- ③ 無症状患者の場合

検体採取日を0日目として8日目が療養解除となる。

※5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目で解除可能。

- ④ 検査時には無症状であったが、その後症状が現れた方

発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、8日目に療養解除となる。

◇ 濃厚接触者・接触者の出席停止の基準

陽性判明者と最後に接触のあった日の翌日から起算して5日間とする。

なお、接触から2日目及び3日目に抗原（定性）検査を実施し、陰性の場合、3日目からの登校を可能とする。

（注）抗原定性検査キットを使用する際は、「体外診断用医薬品」又は「第一類医薬品」と表示されている国が承認したキットを使用すること。

例）4月1日が接触した最後の日→4月2日から5日間出席停止、4月7日から登校可となる。

【補足】

○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

○重症化のリスクの高い児童生徒（医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒）がいる場合、以下の期間、当該児童生徒と療養解除後に登校・出勤した児童生徒又は教職員の接触を避けるよう留意すること。

- ・有症状患者（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合）については、発症日から11日間
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から10日間

※基礎疾患について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（3）出席停止の通知

学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止としたことを通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

（4）陽性判明時の保護者等への情報提供

学校において陽性者が判明し接触者がいる場合、また、学校の臨時休業を行う場

合、保護者等へ情報提供する。

なお、校内における接触者等がない場合でも、適切な健康観察を促すことを目的とし情報提供を行うことは妨げない。

① 陽性者が判明した学級等への情報提供

陽性者が判明し接触者がいる学級等に係る保護者等へは、適切な健康観察を促すことと学級等の運営状況に関する説明という観点から、以下のような情報を提供することが考えられる。

- ・ 陽性判明者の発生状況（確認された陽性判明者数、陽性判明者の登校状況等）
- ・ 臨時休業の実施予定
- ・ 臨時休業時の学習支援の方針 等

② 陽性者が判明していない学級や学年等への情報提供

陽性者が判明していない学級や学年等に係る保護者等に対しても、学校の運営状況に関する説明という観点から、個人情報保護、差別や偏見等の防止の観点に留意しつつ、①に準じて情報を提供することが考えられる。

(5) 出席停止の報告

学校長は、出席停止とした児童生徒についてはシステムに入力し、学校保健安全法施行令第7条に基づく報告書（いわゆる月報）を作成（「PDF 作成」をクリック）する。

○ **臨時休業措置**

(1) 臨時休業措置の実施

学校の設置者（県教育委員会）は、児童生徒・教職員に陽性が判明した場合の臨時休業について、以下のような事項を考慮して検討し、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業措置を学校長へ指示する。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を検討する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の陽性が判明した場合
- ②陽性が判明した者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の陽性者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

※保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段③を考慮する必要はない。

※学級閉鎖は、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や、他の学級内の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

○学級閉鎖の期間としては、3～5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況児童生徒等への影響等を踏まえて検討する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を検討する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を検討する。

学校長は、システムにより、スポーツ健康課へ措置対象（学年や学級などの所属を含めた対象人数等）を報告する。

(2) 臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応

学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知する。

また、児童生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、児童生徒同士の接触を慎むなど、臨時休業期間中の過ごし方について指導するとともに、児童生徒の保護者に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝えるとともに、児童生徒の監督者の確保等、保護者の追加的な負担に留意し、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討する。参考：[資料5](#)

(3) 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。

学校長は、臨時休業期間中に新たに新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合には、[報告様式A](#)及び[報告様式B](#)によりスポーツ健康課へ報告する。

臨時休業の措置をとった場合は、校舎の机・イス・出入り口のドア等、陽性判明者の触れた箇所について消毒を行う。なお、症状のない濃厚接触者が触った物品等については、消毒は不要とされている。

(4) 臨時休業期間中の教育活動の実施

児童生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について可能な範囲で指導する。

臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等の利用やICTを活用した学習支援により指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

(5) 臨時休業措置の解除

学校長は、臨時休業中の児童生徒等の健康状態を定期的に確認するとともに、県教育委員会に報告し、県教育委員会は必要に応じて県健康福祉部に相談の上、臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。

Q9 修学旅行等の実施について

A9 児童生徒が安全で安心して修学旅行等が実施できるよう次の点に留意する。

- 新型コロナウイルス感染症発生に伴う修学旅行等の対応について、事前に保護者の確認を得る。参考：資料6
- 修学旅行等の実施前に校内において、新型コロナウイルス感染症の感染等が認められた場合、新型コロナウイルス感染症の関係情報及び以下に掲げる児童生徒の健康状態を踏まえた上で、「児童生徒の参加の見合わせ」、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討し、その結果を県教育委員会に報告する。参考：資料7

参加の見合わせ等を検討すべき児童生徒の健康状態等の例

- ・ 新型コロナウイルス感染症又は疑いと診断され、出席停止及び学校閉鎖の措置期間である場合
- ・ 児童生徒の家庭内等で新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触者として特定され、PCR検査の結果陰性であっても、保健所から指示された待機期間を経過していない場合や出発時に、発熱や呼吸器症状等が認められた場合
- ・ 当該学年において、学級閉鎖又は学年閉鎖を実施するような状況にある場合

【参考】

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第7版）」（一般財団法人日本旅行業協会 2023年3月13日）

- 修学旅行先都道府県の健康フォローアップセンター（又は旅行会社）に、旅行中に陽性が判明した場合の対応について事前に確認しておく。
▼各都道府県の受診・相談センターの連絡先などは以下厚生労働省 HP を参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 修学旅行の実施については、感染拡大防止のため、陽性が判明した場合、陽性判明者の接触者となる児童生徒が多数とならないよう、部屋割り等を検討するとともに、感染症対策を徹底する。
- 修学旅行の実施については、有意義な教育活動であることから、感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けて検討する。（令和3年4月1日付け文部科学省事務連絡）
- 海外への修学旅行等については、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての防疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により

情報収集を行った上で、慎重に検討する。

○ 海外渡航中に児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（疑いを含む。）には、直ちに、学校を通じてスポーツ健康課に報告する。

・ 外務省の渡航先の情報の収集

外務省（海外安全ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

・ 渡航中の感染予防

・ 医療機関の情報把握 等

○ 児童生徒の安全の確保を第一義に考え、国内及び海外の新型コロナウイルス感染症の感染の状況により、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討する。

なお、必要に応じて、青森県教育委員会新興及び再興感染症対策会議において検討し、教育長から対応等について指示する場合もある。

Q10 各種大会・行事等への参加及び開催（運動部・文化部・その他の活動）

A10 校内で陽性者が判明し、接触者等の特定が行われていない場合は原則として参加及び開催しないものとする。

（接触者等の特定が済んでいる場合、対象児童生徒以外の参加は可能。）

また、臨時休業等の措置の有無にかかわらず、地域の感染状況を考慮した上で、各部活動等の意義や目的に照らし、各種大会・行事等への参加及び開催の必要性を判断するものとする。

地域の感染状況がレベル2以降の感染拡大防止対策については、その都度通知する。各種大会・行事等に参加及び開催する場合は、会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、大会・行事等における活動以外の場面も含め、学校として責任を持って、児童生徒・教員等の感染防止対策を講じることとする。

【参考】

「部活動実施上の留意事項について」（令和3年11月12日付け青教ス第904号）

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における感染拡大防止対策の変更について」（令和5年3月22日付け青教育第1871号・青教ス第1311号）

Q11 新型コロナワクチンと学校教育活動について

A11 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われております。ワクチンを接種することで発症だけでなく感染を予防する効果も示唆するデータが報告されているが、その効果は100%ではないため、引き続き、基本的な感染予防対策は継続する。

また、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることがないよう、さらに、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めること。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、児童生徒等のワクチン接種歴を把握する必要がある場合には、①情報を把握する目的を明確にする、②本人や保護者の同意を得る、③他の児童生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにすること。その他、健康診断に伴う保健調査等としてワクチンの接種歴を学校が把握する場合も考えられるが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する。

Q 1 2 寄宿舎等について

A 1 2 居室における感染症対策として、定期的に窓を開けて換気を行い、2人以上の共用としている場合は、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるよう指導する。また、寄宿舎を利用している児童生徒が感染症患者、濃厚接触者等（A 8に記載する「接触者」に該当する者を含む。）、発熱や体調不良となった場合、自宅療養となった感染症患者は、可能であれば自宅に帰ることを検討する。それが困難な場合は、居室（基本的に個室）に隔離する。

また、濃厚接触者等、発熱や体調不良がある者は居室内（可能なら個室）に隔離する。

寄宿舎を利用している児童生徒については、出席停止措置又は臨時休業措置が講じられる場合は、原則として、保護者等に連絡し、家庭に戻すこととする。

また、登校前の健康観察についても、学校に協力し確実にを行うこととする。

Q 1 3 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応

A 1 3 臨時休業が高校入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教育長が個別に対応方針を決定する。

Q 1 4 臨時休業中の教職員の業務体制

A 1 4 **資料 8**「臨時休業中の教職員の業務体制（例）」を参考に、学校の実情に合わせて役割分担等の業務体制を整備することが必要である。

なお、サービスについては、教職員課の通知を参考にすること。

Q 1 5 臨時休業中の自宅学習の内容

A 15 自宅学習は、児童生徒が置かれた環境に左右されない均一の学習が行えることを基本に、教科書、副教材等を中心とした学習内容とする。

また、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等が文部科学省 HP「学習支援コンテンツポータルサイト(子供の学び応援サイト)」に掲載されておりますので、活用ください。

(例)

学習の手だて	活用の方法	備考
教科書 副教材 (学習ノート、問題集)	・授業の進度に合わせ、学習しておくべき教科書、問題集等のページ等を自宅学習の課題とする。	1 児童生徒に示す学習課題一覧表を作成する。 2 学習課題一覧表に基づき児童生徒に学習計画を立てさせ、それに基づき学習させる。
学校図書	・推薦図書のリストを作成し、臨時休業前に児童生徒に貸し出す。	3 課題の内容は、新型コロナウイルス感染症流行中でも自宅で学習が可能な内容とする。
自主学習の推奨	・課題の外に、調べ学習、既習内容の復習、授業再開に向けた予習等について、各自が自主的に取り組めるよう教材等の情報を提供する。	
I C Tを活用した学習支援	・県が導入した I C T学習支援サービスの活用 ・テレビ会議システムを活用した同時双方向型の学習支援 ・動画配信サイト等を活用した授業動画の配信	I C Tを活用した学習支援を受けることができない環境にある児童生徒に端末の貸与や登校による指導等、支援について配慮する。

○ 特別支援学校においては、県立中・高等学校に準ずることとするが、必要に応じて個別の指導計画に沿った学習が行われるよう、適切な学習課題を家庭に示すことが必要である。

Q 16 臨時休業が長引いた場合の対応

A 16 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、臨時休業が長期にわたった場合は、発生した時期等にもよるが、夏季休業、冬季休業等を振り替えることなどが予想される。具体的な対応については、状況によっては、臨時休業が解除されるまでの間に、県教育長が対応方針（履修認定等を含む。）を決定する場合もある。

Q 17 緊急事態宣言対象区域等への出張等について

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

A 1 7

(1) 県外への出張について

緊急事態宣言対象区域等への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないこと。また、緊急事態宣言対象区域等以外への出張については、不急の出張はできるだけ見合わせるとともに、出張が必要な場合にあつては、移動先の感染状況等を踏まえ可否を判断すること。

(2) 県内における出張・会議等について

感染症患者の発生状況に応じ、書面やオンライン会議等により代替するなど柔軟に対応することとし、参集による会議等を開催する場合にあつては 密閉、密集、近距離での会話等による密接の「3つの条件が同時に重なる状況」を避けるとともに、それぞれの「密」についても低減を図ること。

(3) 私事による県外への移動について

緊急事態宣言対象区域等への不要不急の移動を自粛するとともに、緊急事態宣言対象区域等以外への移動についても移動先の感染状況等を踏まえ、慎重に判断すること。

(4) 緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後の職員の服務等について

緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後、2週間程度の教職員の勤務等については、児童生徒等への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全の対策を講じること。

(5) 教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合

教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合は、家庭内における感染症対策を徹底するとともに教職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は、自宅にて待機するとともに、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡すること。

学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合等の対応

1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応 〈訴えのあった幼児・児童・生徒等の一時的隔離〉

◆ 教室等で訴えてきた場合

感染をできるだけ防止するために、他の幼児・児童・生徒等と接触させないように、訴えのあった幼児・児童・生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

◆ 保健室へ訴えてきた場合

感染症対応のため、あらかじめ別室を確保しておくこと。訴えのあった幼児・児童・生徒等を別室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

※活動中に濃厚接触者に特定された旨連絡があった場合は、速やかに別室に待機させ、保護者へ引き渡す。なお、症状のない濃厚接触者の触れたものに対する消毒は特に不要であることから、通常の清掃を行う。

〈感染防止策の実施〉

◆ 学校での感染をできる限り防止するために、幼児・児童・生徒等に手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底させる。訴えのあった幼児・児童・生徒等へ直接対応する養護教諭や担任等もマスク・ゴーグル等の着用を推奨する。

◆ 訴えのあった幼児・児童・生徒等が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する。

〈症状確認〉

◆ 体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。家族の健康状態等についても確認する。
* その後は、連絡フローに従い、保護者や管轄保健所の受診・相談センターへ連絡する。同センターから要請があった場合には、当該幼児・児童・生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。

2 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応

- ◆ 幼児・児童・生徒等の年齢に応じた感染予防指導を行い、帰宅させる。
- ◆ 保護者宛ての文書を配布する。
- ◆ 幼児・児童・生徒等の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。